

陳情第10号

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

政府は2025年12月、市販薬(OTC医薬品)と類似した成分を含む77成分・約1100品目の処方薬に対し、従来の窓口負担に加えて「特別料金(薬剤費の25%相当)」を上乗せして徴収する方針を決定しました。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしていますが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になります。

政府はこの施策の目的として次の2点を挙げています。「医療機関を受診せず、自費で市販薬を購入している方とのバランスを整える」公平性の確保。右肩上がりの医療費上昇に伴う「現役世代の保険料負担の軽減」を理由にあげていますが、これに対しては慎重な意見も少なくありません。

例えば、現役世代の保険料軽減額が月額63円に過ぎない一方で、花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患等で定期的な通院が必要な患者さんにとっては、家計への影響が無視できないものになるためです。

2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「OTC医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げが検討課題として盛り込まれています。

こうした負担増が、結果として「必要な受診を控える」ことにつながるのではないかという点が、最も懸念される課題です。適

